

おやじ隊 会則

第1条(名称等)

本会の名称を「五福小学校おやじの会」(以下「本会」)とする
本会の事務局は岡山県倉敷市水島西千鳥町4-37 第五福田小学校内におくものとする。

第2条(目的)

第五福田小学校に通う子供達の身体的、精神的な健康と成長のために学校、PTA、地域などと協力して活動する。

第3条(会員)

1. 第2条に賛同する、第五福田小学校の保護者およびその卒業生の保護者、第五福田小学校教職員。
2. 第2条に賛同する大人で、本会が認めた者。

第4条(活動)

1. 本会は、第2条に基づく活動を行う。
2. 本会は会員総会を1年に1回および定例会を1か月に1回程度開催し、議事は総会または定例会出席者の過半数で決定される。
3. 本会は、必要に応じて意見交換会を開催する。

第5条(会費)

1. 原則、無料とする。(懇親会等の費用については、都度徴収し、会員の個人負担とする。)ただし、活動の上で必要と認められる場合は、別途徴収する。
2. 活動に関する会計報告は都度行うものとする。

第6条(役員)

本会の役員として会長1名をPTA執行部とする。
~~その他会員について、基本的にPTAの役員と同じ位置づけとする。【変更】~~

第7条(連絡)

1. 会員は、情報交換・情報提供の手段として、本会グループLINEに登録するものとする。
※LINEでの情報を望まない場合は都度書面にて連絡。

第8条(プライバシーポリシー)

個人情報を収集する場合は、その都度利用目的を明示し、目的外の利用はしないものとする。

第9条(禁止事項)

本会を営利、政治、宗教などの目的に活用してはならない。

第10条(退会)

退会については退会の意思を伝えた事により退会とする。また、2ヶ月以上連絡がとれなくなった場合も退会したものとみなす。

- 1 本会則は、本会設立の平成31年4月1日より施行する。
- 2 規約の一部を改正し、令和4年4月1日より実施する。